

特記仕様書（案）

第 1 項 総 則

1. 一般事項

「大阪港港湾業務委託共通仕様書」（以下「共通仕様書」という。）の入手方法については、大阪港湾局ホームページ「設計図書（仕様書）等の入手方法等について」

<https://www.city.osaka.lg.jp/port/page/0000087705.html>を参照すること。

第 2 項 業 務

1. 業務目的

大阪市（以下、「本市」という。）では、国が掲げる「2050 年カーボンニュートラルポート（CNP）」及び本市が掲げる「2050 年脱炭素社会『ゼロカーボン おおさか』」の実現に貢献するとともに、港湾及び臨海部の国際競争力を高め、世界に選ばれ続ける港をめざした「大阪港・堺泉北港・阪南港港湾脱炭素化推進計画」（港湾法第 50 条の 2 に規定するもの。以下、「推進計画」という。）を策定し、「大阪“みなと”」（大阪港・堺泉北港・阪南港）における CNP の形成に向けた取組を推進している。

大阪“みなと”における CNP 形成にあたっては、推進計画に基づき、臨海部における多様な企業・団体による脱炭素投資が必要であり、大阪“みなと”として、脱炭素化に向けた取組を促進すべく、金融フレームワークの策定作業を進めている。

そのため、本業務は、フレームワーク全体について、国際基準及び国内外のガイドライン等との整合性並びにサステナブルファイナンスとしての妥当性に関する第三者評価を取得し、事業者、金融機関及び投資家にとって有用な資金調達環境の整備を図るものである。

2. 業務内容

本業務の実施については、本仕様書及び別紙「企画提案書（様式 2 及び様式 6）（以下、「企画提案書」という。）」を基本に、監督職員と協議の上、実施すること。

(1) 計画準備

事前に本業務の目的・内容を把握するとともに、監督職員より提供する各種資料及び企画提案書に基づき、業務の手順及び遂行に必要な計画を立案すること。

(2) フレームワーク（運営要領や様式集等の付随事項を含む。）に係る第三者評価の実施

1) 令和 7 年度にフレームワークが国際的な枠組みや基準（国際基準）と整合しているかを確認するに当たり必要なデータを作成している。本市からデータの提供を受け、フレームワークが国際基準等に準拠しているかについて確認すること。

2) 国際基準への準拠の確認にあたっては、推進計画の対象事業を踏まえつつ、資金使途の候補となる事業に係る技術的知見等を活用して行うこと。

3) フレームワークが準拠する国際基準等については以下を想定する。なお、各種国際基準については評価時点での最新版を参照すること。

（準拠が必要な国際基準等）

- ・クライメート・トランジション・ファイナンス・ハンドブック 2025（国際資本市場協会（ICMA））
- ・クライメート・トランジション・ファイナンスに関する基本指針 2025（金融庁、経済産業省、環境省）
- ・グリーンローン原則 2025（ローン市場協会（LMA）、アジア太平洋地域ローン市場協会（APLMA）、ローンシンジケーション&トレーディング協会（LSTA））
- ・グリーンローンガイドライン 2024（環境省）
- ・ブルーファイナンスガイドライン 2022（国際金融公社（IFC））

- ・持続可能なブルーエコノミーに資金供給する債券(実務者ガイド)2023(国際資本市場協会(ICMA)、国連環境計画金融イニシアチブ(UNEP FI)、国連グローバル・コンパクト(UN Global Compact)、アジア開発銀行(ADB))
- ・その他参照可能な技術基準

(3) 第三者評価レポートの作成

- 1) 評価結果や評価プロセスについて、金融機関及び投資家が理解し、投融資判断に活用できるよう、(2)で実施した確認内容に基づき、第三者評価機関として、フレームワーク全体に係る国際基準及び国内ガイドライン等との整合性並びにサステナブルファイナンスとしての妥当性に関する見解を示した第三者評価レポートを、令和8年度内に日本語及び英語で作成すること。フレームワーク全体について、国際基準及び国内外のガイドライン等との整合性並びにサステナブルファイナンスとしての妥当性に関する評価機関の見解を示すための評価方法、評価プロセス及び第三者評価レポート(SPO等)作成方針については、企画提案事項とする。
- 2) 第三者評価レポートの作成に当たっては、第三者評価における事実誤認の有無等について、本市担当職員から合計3回程度確認を受け、評価結果の独立性を保つことに留意しながら修正を検討すること。評価機関としての客観性、独立性及び透明性を確保するための考え方及び実施方法が具体的に示されているかについては、企画提案事項とする。
- 3) 本業務における第三者評価は、上記のとおり、フレームワーク全体について、国際基準等との整合性並びにサステナブルファイナンスとしての妥当性に関する評価機関の見解を示すことを主目的とする。そのため、当該第三者評価は、「ESG評価・データ提供機関に係る行動規範」において示される「意見(Second Party Opinion)」を基本とし、評価の内容に応じて、「検証(Verification)」、「認証(Certification)」、「スコアリング・レーティング」のいずれかひとつまたは複数の要素を組み合わせることが出来るものとする。ESGファイナンス、トランジションファイナンス、ブルーファイナンス等に関する国際基準・市場実務への理解が十分であり、本業務へ適切に反映されているかについては、企画提案事項とする。

(4) 適合書簡(Letter of Conformance 以下、「LoC」という。)の作成

- 1) フレームワークを利用して実施しようとする融資について、発注者が指定する融資案件1件を対象に、フレームワークへの適合性を評価し、LoCを作成すること。なお、評価プロセス及び作成方針についてはLoC作成時に監督職員へ報告すること。また、LoCの作成数について変更が生じた場合は、設計変更協議の対象とする。LoC作成について、評価プロセス及び作成方針については、企画提案事項とする。

(5) フレームワークの運営支援等の実施

① フレームワークの適切な運営に必要な支援

フレームワークを適切かつ継続的に運用するにあたり、発注者側で必要となる手続き等の補助や、事業者による追加的な第三者評価の取得を最小限にするための個別案件相談対応等のサポートを評価機関として独立性を担保した上で実施すること。なお、発注者側で必要となる手続きの項目・観点等の詳細や、これら補助の実施手順などについては、企画提案事項とする。

② フレームワークの運用のために必要な国内外の動向に関する業務

フレームワークを関係者間で運用するために必要な、国内外の動向及びESGファイナンスの基礎的知識について、国際基準・市場動向に即した状態で維持できるよう最新情報を評価機関として独立性を担保した上で提供すること。なお、国内外の動向を踏まえたフレームワークの運用について、企画提案事項とする。

(6) 定期レビュー（適合性事後評価）の実施

- 1) フレームワークを活用して実行された融資（以下、「対象案件」という。）を対象に、発注者が金融機関を通じて融資先企業から受領する年次レポート（資金充当状況、適格プロジェクトの環境改善効果等）及び関連資料に基づき、フレームワークへの適合性について事後評価（定期レビュー）を実施すること。なお、本業務では1案件を想定しているが、追加案件が生じた場合は設計変更協議対象とする。定期レビューについて、評価プロセス及び作成方針については、企画提案事項とする。

(7) 打合せ

- 1) 業務着手前（1回）、中間打合せ（3回）、最終打合せ（1回）を行うこと。打合せを行う際には、概要書等を作成し簡潔に報告すること。また、特に状況については定期的に報告すること。

(8) 報告書作成

- 1) 成果品は、監督職員の指示する方法で整理した後、2部（金文字黒表紙製本「A4パイプファイル形式」）提出すること。また、成果品には電子データも添付すること。
- 2) 電子データは、CD化（PDF形式、エクセル形式、図面はAutoCADLT2010以上若しくはDXF形式）したものを2枚作成すること。
- 3) 報告書作成にあたり、目次を作成の上、インデックス等を用いて判別が容易になるように取りまとめることとし、設計に使用する算式等については、参考図書の該当ページを記載すること。また、本業務委託で収集した資料（貸与資料及び収集した資料）を報告書に添付すること。

(9) 照査

- 1) 成果品の品質を確保するために、共通仕様書に定める事項のほか、業務の主要な区切り及び成果品納入前に、照査技術者により以下の項目について実施すること。
 - ・ 共通仕様書、特記仕様書、各種示方書及び諸基準との整合、貸与資料の確認
 - ・ 設計打合せ議事録との整合
 - ・ 検討方針・検討手法の検証
 - ・ 成果品に対する検証

3. その他

- (1) 本業務の進捗状況については、定期的に報告・説明すること。
- (2) 本業務に疑義のある場合は事前に監督職員と協議すること。
- (3) 本業務の成果品は、完成期限前に提出を求めることがある。その場合、発注者は事前に受注者に対し書面で使用の承諾を得るものとする。
- (4) 本業務の進捗にあたり、フレームワークの利用促進策等の検討について必要が生じた場合は、設計変更協議の対象とする。
- (5) 管理技術者の配置について
直接雇用関係を有し、次の条件を満たす管理技術者を配置すること。
 - (1) 本市入札参加有資格者名簿（業務委託）種目「13 その他代行-17 各種施策研究・調査-01 各種施策研究・調査」に登録していること。
 - (2) 環境省「グリーンファイナンスサポーターズ制度」の外部レビュー部門に登録していること。
- (6) 本業務内容については、照査技術者により照査を行わなければならない。
- (7) 設計変更における本市積算手法（契約率）
 - (1) 請負予定価格の算定
本業務の内容に変更が生じた場合は、本市積算基準に基づき、設計変更を行うことがある。ただし、設計変更の積算にあたっては、直接人件費、直接経費、測量業務について新たに積算

を行って本業務委託料を算出し、契約率を乗じた額を「請負予定価格」とする。

(2) 変更手続き

本業務の各工種において、変更が生じる等した場合は、監督職員と協議を行うとともに、変更数量等を適切に提出すること。

(8) 本業務の適用積算基準の内容は以下の通りとする。

(1) 適用している積算基準

「大阪“みなど”カーボンニュートラルポート（CNP）形成に向けたサステナブルファイナンス・フレームワーク策定に係る第三者評価等業務委託」において提出された経費見積書に基づいている。

(経費見積書に記載の歩掛)

業務項目 \ 職種			
計画準備			
フレームワーク（運営要領や様式集等の付随事項を含む）に係る第三者評価の実施			
第三者評価レポートの作成			
適合書簡(Letter of Conformance)の作成			
フレームワークの適切な運営に必要な支援			
フレームワークの運用のために必要な国内外の動向に関する業務			
定期レビュー(適合性事後評価)の実施			
打合せ			
報告書作成			

(2) 適用している単価の時期

適用する単価については、令和8年4月時点とする。

(9) 各会計年度における支払限度額

1) 各会計年度における支払限度額及び出来高予定額については、契約金額から次の比率により算出した額とする。ただし、予算の都合により変更することがある。

	令和8年度	令和9年度	合計
支払限度額	%	%	%
出来高予定額	%	%	%

再委託に関する特記事項

1 業務委託契約書第 16 条第 1 項に規定する「主たる部分」とは次の各号に掲げるものをいい、受注者はこれを再委託することはできない。

(1) 委託業務における総合的企画、業務遂行管理、業務の手法の決定及び技術的判断等

2 受注者は、コピー、ワープロ、印刷、製本、トレース、資料整理などの簡易な業務の再委託にあたっては、発注者の承諾を必要としない。

3 受注者は、第 1 項及び第 2 項に規定する業務以外の再委託にあたっては、書面により発注者の承諾を得なければならない。

4 地方自治法施行令第 167 条の 2 第 1 項第 2 号の規定に基づき、契約の性質又は目的が競争入札に適さないとして、随意契約により契約を締結した委託業務においては、発注者は、前項に規定する承諾の申請があったときは、原則として業務委託料の 3 分の 1 以内で申請がなされた場合に限り、承諾を行うものとする。ただし、業務の性質上、これを超えることがやむを得ないと発注者が認めたとき、又は、コンペ方式若しくはプロポーザル方式で受注者を選定したときは、この限りではない。

5 受注者は、業務を再委託及び再々委託等（以下「再委託等」という。）に付する場合、書面により再委託等の相手方との契約関係を明確にしておくとともに、再委託等の相手方に対して適切な指導、管理の下に業務を実施しなければならない。

なお、再委託等の相手方は、大阪市競争入札参加停止措置要綱に基づく停止措置期間中の者、又は大阪市契約関係暴力団排除措置要綱に基づく入札等除外措置を受けている者であってはならない。

また、大阪市契約関係暴力団排除措置要綱第 12 条第 3 項に基づき、再委託等の相手方が暴力団員又は暴力団密接関係者でない旨の誓約書を業務委託契約書第 16 条第 2 項及び第 16 条の 2 第 2 項に規定する書面とあわせて発注者に提出しなければならない。

建設副産物対策特記仕様書

受注者は、業務の実施に当たって、「大阪市建設リサイクルガイドライン」（平成 30 年 5 月）の記載事項を遵守して、建設副産物の適正な処理及び再生資源の活用を図らなければならない。

なお、本ガイドラインは、大阪市建設局ホームページを参照すること。

(掲載場所：トップページ>産業・ビジネス>入札契約情報>各局等入札契約情報>建設局>入札・契約のお知らせ>建設局入札・契約のお知らせ>設計図書（仕様書）等の入手方法等について)

生成 AI 利用に関する特記仕様書

受注者又は指定管理者（再委託及び再々委託等の相手方並びに下請負人を含む）が生成 AI を利用する場合は、事前に発注者あて所定様式により確認依頼をし、確認を受けるとともに、「大阪市生成 AI 利用ガイドライン（別冊 業務受託事業者等向け生成 AI 利用ガイドライン第 1.1 版）」に定められた以下の利用規定を遵守すること。

生成 AI の利用規定

- 生成 AI を利用する場合は、利用業務の内容、利用者の範囲、情報セキュリティ体制等及び利用規定の遵守・誓約内容を事前に所定様式※により発注者宛に確認依頼をし、確認を受けること。
※ 所定様式は大阪市ホームページからダウンロードできます
<https://www.city.osaka.lg.jp/ictsenryakushitsu/page/0000623850.html>
- 前記確認内容に変更等が生じた際には変更の確認依頼をし、確認を受けること。
- 生成 AI は、受注者又は指定管理者の業務支援目的に限定し、市民や事業者向けの直接的なサービスには利用しないこと。
- 画像及び動画の生成 AI サービスを利用する場合は、利用者が生成物を利用する際に他者の著作権を侵害しないよう選別したコンテンツで AI モデルの学習をしているサービスを利用することを原則とする。ただし、当該要件に該当しないサービス又は該当するか不明のサービスを利用する場合は、生成内容が既存著作物との類似性や無許諾での依拠がないことを確認し、かつ、成果物として利用する際は発注者の同意を得ること。
- インターネット上の公開された環境で不特定多数の利用者に提供される定型約款・規約への同意のみで利用可能な生成 AI の利用を禁止する。
- 生成 AI 機能が付加された検索エンジンやサイトは、一般的にインターネットで公開されている最新の情報を検索する目的でのみの利用とし、生成 AI による回答を得る目的での利用を禁止する。
- 生成 AI を利用する場合は、入力情報を学習しない設定（オプトアウト）をして利用すること。
- 契約又は協定の履行に関して知り得た秘密及び個人情報の入力を禁止する。
- 著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利を侵害する内容の生成につながる入力及びそのおそれがある入力を禁止する。
- 生成・出力内容は、誤り、偏りや差別的表現等がないか、正確性や根拠・事実関係を必ず自ら確認すること。
- 生成・出力内容は、著作権その他日本国の法令に基づき保護される第三者の権利の侵害がないか必ず自ら確認すること。
- 生成・出力された文章は、あくまで検討素材であり、その利用においては、受注者又は指定管理者が責任をもって判断するものであることを踏まえ、加筆・修正のうえで使用すること。
- 生成・出力内容は、上記に定める正確性の確認等を経たうえで、加筆・修正を加えずに利用（公表等）する場合は、生成 AI を利用して作成した旨を明らかにして意思決定のうえで利用すること。
- 情報セキュリティ管理体制により、利用者の範囲及び利用ログの管理などにより情報セキュリティの確保を徹底して適切に運用すること。